令和７年第１回定例会（第５号）

令和７年３月２１日（金曜日）午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　発言取消の申出の件
日程第　３　特別委員会報告
日程第　４　議案第　８号　令和７年度七飯町一般会計予算
日程第　５　議案第　９号　令和７年度七飯町国民健康保険特別会計予算
日程第　６　議案第１０号　令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　７　議案第１１号　令和７年度七飯町介護保険特別会計予算
日程第　８　議案第１２号　令和７年度七飯町水道事業会計予算
日程第　９　議案第１３号　令和７年度七飯町下水道事業会計予算
日程第１０　議案第２８号　七飯町パークゴルフ場条例の一部改正について
日程第１１　議案第２９号　令和６年度七飯町一般会計補正予算（第９号）
日程第１２　請願第　１号　見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書
日程第１３　発議案第１号　杉原太町長に対する問責決議
日程第１４　副議長辞職の件
日程第１５　副議長志願者の所信表明
日程第１６　選挙第　１号　副議長の選挙
日程第１７　議会運営委員の選任
日程第１８　議員の派遣について
日程第１９　閉会中の委員会活動の承認について

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木下　敏	副議長	１３番	川村主税
	１番	澤出明宏		２番	神﨑和枝
	３番	江口勝幸		４番	青山金助
	５番	川上弘一		６番	佐々木陵二
	７番	田村敏郎		８番	稲垣明美
	９番	中川友規		１０番	平松俊一
	１１番	上野武彦		１２番	池田誠悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　長　杉原　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副　町　長　工藤　稔　　統括監（行財政改革担当）兼財政課長　青山栄久雄

統括監（公共施設整備担当） 兼都市住宅課長	川島篤実	総務課長	中村雄司
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	笠原泰之
税務課長	佐藤恵美子	会計課長	佐々木宏美
住民課長	福川晃也	環境生活課長	村山徳收
福祉課長	谷口真樹	子育て支援課長	川崎惠子
健康推進課長	竹内圭介	商工労働観光課長	岩上　剛
農林水産課長	村上宏樹	土木課長	松本博和
上下水道課長	池田　晃		

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教育長　悟楼　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	学校給食センター長	福永崇弘
スポーツ振興課長	髙橋雅貴		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長　赤石　旭

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書記長　中村雄司

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１１番　上野武彦　　１２番　池田誠悦

午前１０時００分　開議

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和７年第１回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

１１番　　上　野　武　彦　議員

１２番　　池　田　誠　悦　議員

以上、２議員を指名いたします。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

町長より町政動向報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２

発言取消の申出の件

○議長（木下　敏）　日程第２　発言取消の申出の件を議題といたします。

上下水道課長から、３月４日の会議における上野武彦議員からの上下水道事業の今後の運営についての質疑に対する発言について、議会運営例規第１０４項の規定により、お手元に配付のとおり発言と取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

この発言取消の申出を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。よって、上下水道課長からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

上下水道課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（池田　晃）　ただいま発言取消の申出の件につきまして、貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございます。

このたびの申出は、私の不適切な発言によるものであり、町民の皆様、職員の皆様、議員の皆様に御心配と多大な御迷惑をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

これからも一層職務に精励し、職責を果たしてまいる所存ですので、今後もどうか御指導、御鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　以上で、発言取消申出の件を終わります。

日程第３

特別委員会報告

○議長（木下　敏）　日程第３　特別委員会報告を議題といたします。

道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会より報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

上野武彦委員長。

○令和７年度予算審査特別委員長（上野武彦）　それでは、報告させていただきます。

委員会報告第６号道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会報告書。

令和６年９月１２日、第３回定例会において設置された当特別委員会がこれまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年３月１２日。

七飯町議会議長　木下敏様。

道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会委

員長、上野武彦。

記。

調査の趣旨。

平成３０年３月にオープンした道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽から排出される水のＢＯＤ値に関しては、令和５年９月に開催された令和４年度決算審査特別委員会において浄化槽法定検査の排出基準を一度もクリアしていないことが判明した。

その後、町が講じた措置としては、「道の駅浄化槽適正化調査業務委託」を締結し、業務調査報告書を踏まえ、「道の駅グリース阻集器設置工事」「浄化槽適正化工事設計委託」「浄化槽処理水最終処理業務委託」の後、令和６年８月３１日までに「浄化槽適正化工事」を完了することを議員全員協議会（令和６年４月１５日開催）及び令和６年第２回定例会（令和６年６月５日開催）で報告した。この間、約７，０３０万円の補正予算を計上し、対策を講じてきたところであるが、その後の議員全員協議会（令和６年７月９日開催）において浄化槽適正化工事の完了が令和６年８月末から令和６年１１月中旬まで遅延を報告。それに伴い浄化槽処理水最終処理業務委託料約４７０万円の追加補正予算を計上した。さらに、浄化槽清掃及び水質調査が実施されていない月があったことから、一連の経過の今後の管理運営について調査する。

２、特別委員会の設置。

（１）設置決議。

令和６年９月１２日開催の令和６年第３回定例会において、地方自治法第９８条第１項及び第１００条第１項の権限を付与した「特別委員会設置に関する決議」が議員から提出され、七飯町議会委員会条例第５条の規定により、出席議員の賛成多数で可決し、特別委員会が設置された。

（２）委員会の定数。１３人。

（３）委員長、副委員長、委員の氏名。表を御覧ください。

３、調査事件（調査事項）。

（１）浄化槽を３３０人槽に決定した経緯について。

（２）浄化槽の排水水質検査結果をおおむね適正として、問題を見過ごしてきたことについて。

（３）令和５年９月以降の予算執行について。

４、委員会の開催状況。表を御覧ください。

５、説明員承認の出席等。

（１）執行機関として出席を求めた者。

副町長をはじめ、道の駅の建設計画時から現在までの期間において関係部署の管理職として職務に当たり現在も七飯町職員として在職している職員及び総務課長に出席を求めた。

（２）証人として出席を求めた者。

①株式会社二本柳慶一建設研究所　代表取締役二本柳慶一氏。②一般社団法人七飯町振興公社代表理事　山川俊郎氏。③七飯町長　杉原太氏。

６、記録、資料の提出。

執行機関に提出を求めた資料及び執行機関が自主的に提出した資料は以下のとおりである。なお、取消線により表示されている資料については、委員会から提出を求めたが町には存在しない資料であるため、提出がされなかったものである。

７、委員派遣。

令和７年１月２０日、開催した第１３回目の委員会において、道の駅「なないろ・ななえ」に設置した前処理槽の現地視察を行った。

８、調査の内容と結果。

（１）浄化槽を３３０人槽に決定した経緯について。

道の駅「なないろ・ななえ」建設計画時における浄化槽処理人槽の算定については、日本産業規格「建築物の用途別による浄化槽の対象処理人員算定基準」により、建物の面積とその用途区分による係数を使用して算定している。当時は飲食店の種類がまだ決定していなかったため、一般の飲食店の係数である０．７２を使用している。公衆トイレにおいては、多機能トイレ１基は２４時間使用を想定していたが、メインとなる２２基を夜間は使用させず、１８時から翌朝８時までの時間は男性用２基、女性用２基、多機能１基の計５基で対応する計画であった。整備時に３３０人槽とした算定表は、表１のとおりである。表１、整備時における人槽算定表。表は御覧ください。

委員から「サービスエリアの係数を用いた算定

はしなかったのか。また、想定入込客数や交通量を考慮しなかったのか」と質疑があり、町からは、「この計算方法が一般的であり、浄化槽算定は必要最低限とし、過大な設計とならないように上記の計算式を基に３３０人槽ということで決定した」と答弁があった。

（２）浄化槽の排水水質検査結果をおおむね適正として問題を見過ごしてきたことについて。

環境省が定める浄化槽法では、浄化槽管理者は水質に関する法定検査を受けなければならないことになっている。浄化槽を使いはじめてから３か月経過した日から５か月以内に行う「設置後等の水質検査（第７条検査）」と、その後年１回定期的に行う「定期検査（第１１条検査）」があり、ＢＯＤ値は２０ミリグラムパーリッター以下、また、浄化槽の清掃回数は毎年１回行わなければならないと定められている。道の駅「なないろ・ななえ」に設置している浄化槽の清掃回数は表２、ＢＯＤ値の状況は表３のとおりである。

表２、浄化槽の清掃回数については、表を御覧ください。

表３、浄化槽のＢＯＤ値（法定基準は２０ミリグラムパーリッター以下）は、表を御覧ください。

平成３０年３月に開業し、平成３０年８月に行った法定検査（第７条検査）の結果、ＢＯＤ値は１９３ミリグラムパーリッターとなっており、この時点で浄化槽の適応能力は不足していたと認識できたはずである。また、毎年１回行っていた法定検査（第１１条検査）や自主的に行っていた検査においてもＢＯＤ値は２０ミリグラムパーリッター以上であることから、早急に対応策を検討しなければならなかった。

委員から「浄化槽法のＢＯＤ値や水質汚濁防止法一般排水基準（ＢＯＤ値１６０ミリグラムパーリッター以下）を上回って排出していたことは法令違反である。自治体が法令違反を行ってよいのか」と質疑があった。町からは「開業当時から異臭についての苦情が多数あり、臭気対策に追われていた。３３０人槽で対応できていないことは第７条検査で認識していたが、開業後間もないこともあり、清掃をきちんとやっていく必要があるという認識であった。その後、数値自体は下がっており、基準値以下ではなかったが、第１１条検査結果書の総合判定が「おおむね適正のときもあり、検査結果が若干良化していたことから、引き続き清掃を行い、浄化槽の機能を最大限利用できる環境づくりに努めていた」と答弁があった。

（３）令和５年９月以降の予算執行について。

令和５年９月に開催された令和４年度決算審査特別委員会において、浄化槽工程検査では排出基準を一度もクリアしていないことが判明した。決算審査特別委員会で問題が提起され、その後の対策として町が講じた措置は表４のとおりである。表４、令和４年度決算審査特別委員会後に町が講じた対策及び予算額。表を御覧ください。

令和５年９月の道の駅浄化槽適正化調査業務委託から令和６年４月の浄化槽適正化工事まで約７，０３０万円の補正予算を計上し、対策を講じてきたところであるが、その後、浄化槽適正化工事の完了が令和６年８月末から令和６年１１月中旬まで遅延を報告。これに伴い浄化槽処理水最終処理業務委託料約４７０万円の追加補正を計上した。また、本来であれば同時に水質検査手数料を追加補正、計上しなければならないが、忘失によりその時期は令和６年９月となった。道の駅「なないろ・ななえ」の浄化槽放流水のＢＯＤ値が基準値以下になるために講じた予算額は、令和５年９月以降合計７，５１７万５，０００円となっている。

（４）浄化槽適正化工事完了後の浄化槽のＢＯＤ値は、表５のとおりである。表５、浄化槽のＢＯＤ値（法定基準は２０ミリグラムパーリッター以下）。表を御覧ください。

令和６年１１月１５日に浄化槽適正化工事が完了し、前処理槽を設置した後の水質検査において令和６年１１月２７日のＢＯＤ値は５５ミリグラムパーリッター、令和６年１２月６日のＢＯＤ値は３４ミリグラムパーリッターとなり、依然として基準値を超過しており、その原因と対策について協議を行った。町は、前処理槽の設置後においては速やかに結果が出るものと誤った認識の中で自主検査を行い、速報値として基準値を上回る結果となったが、浄化槽適正化工事に係る設計を

行った事業者と前処理槽メーカー代理店から進言を受けたところ、前処理槽設置後一、二か月を試験運転調整期間として、段階的に処理効果を観察する流れであり、その結果、前処理槽と既存浄化槽の機能性が安定することが確認できた。令和６年１２月１６日以降のＢＯＤ値はいずれも２０ミリグラムパーリッター以下となり、基準値以内に収まっている。

（５）理事者への質疑応答。

令和７年２月１０日に開催した第１４回目の委員会において、町理事者への質疑応答は以下のとおりである。

質問①、設計会社が示した４つの案のうち、年間来場者数９０万人を見込んでいたのであれば、浄化槽の規模はサービスエリアの係数を採用するのが当然ではないのか。

回答①、道の駅建設に伴う浄化槽の規模の試算においては、建物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準を基に、御質問にありますサービスエリアの係数を用いた試算も含め、設計業者から４パターンの案の提示があった中で、最終的に町が総事業費を考慮し、浄化槽人槽の決定をしております。基本計画では、１２時間の車両立寄台数を平日で約１，０００台とし、平均乗車人数を乗じて、年間の入込客数約９０万人を目標値として想定しておりますが、定例会における一般質問での質疑応答、また、北海道新幹線等の利活用、地方創生対策に関する調査特別委員会や他団体などでも様々な意見や議論があり、町としても、想定した入込客数を確実に達成できるのか、毎年積み上げていくことが可能なのか、その判断は非常に困難なところでありました。

結果的に、現状基本計画で想定していた以上となる年間１００万人の入込客数からすると、浄化槽人槽の算定にサービスエリアの係数を採用しなかった浄化槽の３３０人槽では不十分であったというほかありません。また、当初のトイレ使用については、他の道の駅の利用状況において適正に使用されないケースが多かったことから、日中のトイレは男性用１１基、女性用１１基、多機能トイレ１基の計２３基とする３か所の使用、夜間のトイレは男性用２基、女性用２基、多機能トイレ１基の計５基とする３か所の使用と決定し、それを基に人槽の算定を行い、現状の３３０人槽の設備となっているところでありますので、御理解願います。

質問②、夜間使用するトイレは、一部規制する計画で３３０人槽を設置したが、開業後すぐ苦情が多くあり、夜間もトイレを全面開放することになった。当初からＢＯＤの法定基準をクリアしていないことから、浄化槽の能力不足と認識した際になぜすぐに対応しなかったのか。浄化槽法のＢＯＤだけでなく、水質汚濁防止法の一般排水基準も上回っており、これは法定違反である。法定違反をしているという認識はあったのか。

回答②、臭気をきっかけとして浄化槽の問題対応に当たっており、場当たり的な対応に終始していたものでございます。設置されている浄化槽については、適切な算定に基づいた浄化槽であると捉えていたため、処理能力が不足しているという認識はなく、本来の処理能力を発揮させるためには適切な維持管理をもって改善すべきものと考えておりました。

また、道の駅の所管課と浄化槽に対する知識を有する他部署や専門業者との連携が希薄となり、改築工事等を含め問題解決のための考えが至らず、法令に対しても認識が甘かったと考えております。

質問③、本来であればテナントが設置すべきであるグリーストラップの設置費用を町が２０９万円支出し設置したが、今後テナントに費用負担を求めないのか。

回答③、テナントを募集する際に、グリーストラップ設置の義務化を募集要項に明記することを失念していたことは反省しております。一方で、本来であれば道の駅施設の設置者及び管理者である町がテナント任せにすることなくグリーストラップを設置し管理すべきであったと考えますので、費用負担を求める考えはございません。このたびの浄化槽適正化調査等によりグリースストラップの必要性を再認識するとともに、今後は道の駅施設の設置者として、グリーストラップを町の財産として、引き続き責任を持って管理してまいります。

質問④、基本協定第２４条では、変更の要否や変更金額等については、協議により変更できると定められているのにもかかわらず変更しなかったのはなぜか。

回答④、これまで指定管理に係る変更の要否や変更金額等に関する協議については、浄化槽の水質課題に対する認識が乏しく、協議による変更というものには至りませんでした。

質問⑤、重要な公文書にもかかわらず未決裁や担当課で保管していないものがある。このような取扱いは正しいのか。七飯町事務決裁規程、公文書管理規則、公文書管理規程に即した答弁をお願いしたい。

回答⑤、浄化槽法に定められた法定検査結果書について、写しの保管や決裁を受けるべきであったと考えます。法定検査結果書については、浄化槽設置者である町としても必要な書類であり、指定管理業務であるといった理由でそのまま書類を指定管理者に転送するのではなく、町の公文書として収受し、検査結果への対応について指定管理者とも協議しながら進める必要がありました。七飯町公文書管理規程第１５条の規定では、公文書等の宛名が主務課長等の場合は、当該課の課長等へ配布され受け付けるものとされており、その文書処理は同規程第１８条の規定では正確かつ迅速に処理されなければならないとされております。さらに、七飯町公文書管理規定第４章の規定に基づき、文書の起案をする必要がありましたが、役場に郵送で届いた法定検査結果書を指定管理者にそのまま渡しており、七飯町事務決裁規程第４条第１項及び別表第２の規定に基づいた処理がされておりませんでした。このため、七飯町公文書管理規則第６条に規定する公文書の作成にも至っておらず、指定管理者が対応する業務であるとの誤った認識による取扱いでありました。

質問⑥、浄化槽法定検査実施状況等、道の駅に関連する一連の決裁は、前町長まで回覧されていたのか。

回答⑥、道の駅を所管している商工労働観光課では、浄化槽法定検査実施状況等、調査結果も含め、町に送致された検査結果の報告書を所管課で決裁を取らず、指定管理者に直接受け渡していたことから、前町長への回覧はしておりません。権限委譲を受けた浄化槽法に係る事務の所管である環境生活課においては、公益社団法人北海道浄化槽協会が実施する「浄化槽の法定検査の実施状況について」の報告書は、七飯町事務決裁規程に基づき課長決裁としていたことから、前町長への回覧はしておらず、また、浄化槽の法定検査の結果による行政指導はこれまで実施していなかったことから、前町長への回覧もしておりません。

（６）委員から町を通して弁護士法人佐々木総合法律事務所佐々木泉顕弁護士に見解を求めた内容と回答は以下のとおりである。

弁護士に見解を求めた内容。

道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽の管理者は七飯町である。浄化槽法に定める適正な維持管理のための助言、指導等については、北海道知事から七飯町長に事務権限の移譲がされている。道の駅「なないろ・ななえ」に入居するテナント募集時に、油分を多く使用する業種の場合はテナントが油脂分離阻集器（グリーストラップ）を設置する義務があることをテナント募集時に記載するのを七飯町が失念していた。そこで、以下の３点について弁護士の見解を伺いたい。

①道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽放流水質のＢＯＤ値が基準値を超えており、浄化槽法第１１条検査結果書の総合判定が「不適正」であったにもかかわらず、適正な維持管理のための指導等をしてこなかったことや自ら改善しなかったことは浄化槽法に抵触する可能性について。

②浄化槽法定検査の基準値を満たさず、改善のための対策を講じなかったことは職務怠慢等で、地方自治法や地方公務員法等に抵触する可能性について。

③本来はテナントが設置するはずであった油脂分離阻集器（グリーストラップ）を町費で設置したことは、民法上の損害賠償請求や町民に対する背任行為に該当するのか。

弁護士からの回答。ページ２０中段まで記載。

第１、御照会事項１について。

１、御質問事項。

道の駅「なないろ・ななえ」の合併処理浄化槽

放流水質のＢＯＤ値が基準値を超えており、浄化槽法第１１条検査結果書の総合判定が「不適正」であったにもかかわらず、適正な維持管理のための指導等をしてこなかったこと（①）や、自ら改善しなかったこと（②）の浄化槽法の抵触可能性について。

２、御回答。

（１）前提。

ア、浄化槽法は、公共用水等の水質の保全等の観点から、浄化槽の設置、保守点検及び清掃等、製造に関して規制しているほか、浄化槽工事業者の登録制度や浄化槽清掃業者の許可制度等を定めております。

イ、同法第３条第１項は、何人も浄化槽で処理した後でなければし尿を公共用水域等に放流してはならないと定めております。また、同条第３項は、浄化槽を使用する者は浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すべきものと定めており、同項の準則として同法施行規則第１条第２号は「油脂類等」であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないことを定めております。

ウ、同法第８条及び第９条は、浄化槽の保守点検及び清掃についてはそれぞれ技術上の基準に従って行うべきことを定めております。また、浄化槽の清掃の技術上の基準は、同法第４条８項、同法施行規則第３条に定められております。

エ、同法第７条は、新たに設置された浄化槽の所有者、占有者、その他の者で、当該浄化槽の管理について権限を有する者を浄化槽管理者と定義し、浄化槽管理者は環境省令で定める期間内に指定検査機関が行う水質に関する検査の受検が義務付けられております。また、浄化槽管理者は同法第１１条第１項により毎年１回環境省令で定める水質検査の受検も義務付けられております。

（２）浄化槽管理者としての義務（②自ら改善しなかったこと）について。

ア、本件道の駅の浄化槽の所有者である七飯町は、浄化槽管理者となります。また、指定管理基本協定書によれば、浄化槽の管理及び保守点検、清掃も管理対象に含まれているため、指定管理者である一般社団法人七飯町振興公社も、七飯町と並んで浄化槽管理者となります。その上で、浄化槽管理者として受検した水質検査（同法第１１条第１項）の総合判定の結果は、過去６年で「おおむね適正」が４回、「不適正」が２回となっており、水の汚れを示すＢＯＤ値はいずれも基準を上回っております。少なくとも「不適正」は水質検査をクリアしているとはいえないことになります。

イ、「不適正」となった原因は、マニュアル等で実務上必要とされる清掃が十分されていなかったこと、また、テナントから油脂分の流出が多かったこと等にあるものと理解されます。

ウ、同法第１１条第１項の水質検査の総合判定の結果「不適正」となった場合の浄化槽管理者に対する直接の効果を定めた浄化槽法の規定はありません。もっとも、水質検査の結果「不適正」となり、その原因が浄化槽の清掃にある場合、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があるときに都道府県知事からの助言、指導、勧告の対象となること（同法第１２条第１項）また、改善命令の対象となること（同法第２項）が規定されており、浄化槽法に適合しない状況であることは明らかです。

十分な清掃がされていないことにより「不適正」となっているのであれば、清掃がそれぞれ技術上の基準により実施されているとはいえませんので、同法第９条に抵触する可能性があります。（また、浄化槽の保守点検が不十分である場合は、同法第８条にも抵触する可能性があります。）

エ、以上から、浄化槽管理者として十分な清掃がされず、かつ油分が流出することにより水質検査の結果が「不適正」となっている点及びこれが改善されていない状況は、同法第９条（保守点検）に関して問題があれば、同法第８条に抵触する可能性があります。

オ、なお、本件では指定管理により浄化槽の管理及び保守点検、清掃が指定管理者に委託されており、七飯町と指定管理者の間の役割分担として一時的に管理すべき立場にあるのは指定管理者であるほか、指定管理者において指定管理協定に基づき予定された清掃等が実施されていないことが

今回の原因として挙げられます。もっとも、浄化槽法上においては、所有者である七飯町も浄化槽管理者として浄化槽法により規律されるのであって、浄化槽法上は指定管理者に管理を委託していることを理由に上記結論が異なるものではありません。実質的にも指定管理者の管理業務を確認し改善を求める立場にあったといえ、やはり責任が減免されるものではありません。

（３）助言、指導または勧告等（①適正な維持管理のための指導等をしてこなかったこと）について。

同法第１２条第１項は、都道府県知事は生活環境の保全及び公衆衛生上の必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し浄化槽の保守点検または清掃について必要な助言、指導または勧告をすることができるとされております。また、同条第２項は、改善命令等ができるとされております。その上で、同法に定める北海道知事の事務権限は七飯町に移譲されております。

本件において水質検査の結果が不適正となった原因は、浄化槽施設の清掃不十分によるものであり、そうであるならば七飯町長として同法により助言、指導または勧告ないし改善命令を行使することができるものです。そして本件では水質検査の結果が「不適正」であり、これを認識し、または認識すべき立場であった以上、助言、指導または勧告をすべきであり、特段の理由もなくこれがなされていないのは、権限の行使を怠っていたものといわざるを得ません。

一方で、浄化槽法は前記（１）で述べた目的で国民、浄化槽管理者、浄化槽工事業者、清掃業者等を規制する法律であり、都道府県知事（権限委譲を受けた七飯町長を含む。以下同様）を規制し義務を課す法律ではありません（都道府県知事を名宛人とする法律ではありません。）。

すなわち、浄化槽法は都道府県知事が適正な助言、指導または勧告を行うことでその目的を図ろうとしており、同法第１２条に基づく権限の行使を行っているのであれば、そのこと自体が法の趣旨に反して問題であることはいうまでもありませんが、助言、指導または勧告等がされていないとして、そのことをもって浄化槽法に違反するとされるものではありません。（現に同法第１２条第１項及び第２項は、いずれも助言、指導または勧告ないし改善命令等をすることが「できる」と規定されており、義務としては規定されておりません）。

仮に都道府県知事が適正な助言、指導または勧告を行わず、その結果具体的な損害が生じた者がいる場合、当該具体的な損害を受けている者から国家賠償法に基づく損害賠償請求がなされる可能性はあり、この場合は適正な助言、指導または勧告を怠っていることが義務違反となるのかという観点で違法性が議論される可能性はございます。もっとも、本件は現時点で国家賠償法に基づく損害が生じている者を具体的に観念することはできず、また、想定しづらいところです。

以上から、本件について七飯町として浄化槽管理者に対する適正な助言、指導または勧告がなされておらず、これを怠っていた可能性は否めませんが、浄化槽法違反ではありません。

（４）小括。

浄化槽管理者として十分な清掃がされず、かつ油分が流出することもあって、水質検査の結果が「不適正」となっている点及びこれが改善されていない状況は、同法第９条（保守点検）に関して問題があれば、同法第８条に抵触する可能性があります。上記の点以外に浄化槽法への抵触は認められません。

第２、御照会事項２について。

１、御質問事項。

七飯町は、浄化槽の管理浄化槽法定検査の基準値を満たさず改善のための対策を講じなかったことは職務怠慢等で、地方自治法や地方公務員法等に抵触する可能性について。

２、御回答。

（１）浄化槽法が定める定期検査の結果、「不適正」とされている点が同法第９条（保守点検）に関して問題があれば、同法第８条に抵触している可能性がある点は前記第１のとおりです。その上で、地方公務員はその職務を遂行するに当たって法令遵守義務があるところ（地方公務員法第３２条）浄化槽法への抵触をもってこの点に抵触する可能性があります（なお、町長及び副町長は特

別職のため、地方公務員法の適用はなく、対象となるのはあくまで部長以下の一般職である職員です）。

（２）この点以外について、地方自治法・地方公務員法等に違反するとは判断できません。

第３、御照会事項３について。

１、御質問事項。

本来はテナントが設置するはずであった油脂分離阻集器（グリーストラップ）を町費で設置したことは、民法上の損害賠償や町民に対する背任行為に該当するのか。

２、御質問事項の整理。

七飯町は、テナントとの間でグリーストラップをテナントが設置すべきことを合意しているわけではなく、また、法律上テナントが必ず設置すべきものでもありません。よって、七飯町がグリーストラップの設置のために支出した費用をテナントに対して請求ないし求償する根拠はなく、テナントに対する損害賠償等は観念できません。

その上で、ここでの質問は、本来、テナント募集時の募集要項において油分を多く使用する業種の場合はテナントの負担においてグリーストラップを設置すべきことをテナント入店契約の際に義務として定めることが可能であり、そうすべきであったところ、これを行わず、それが故に結果的に町が町費で負担することになった点について、不要な支出ではないかとの問題意識の下で損害賠償や背任の対象となるのではないかという質問と理解されます。以下では、かかる観点から検討いたします。

３、御回答。

（１）グリーストラップは法令上義務づけられているものではありません。なお、浄化槽法第３条第３項は、浄化槽使用者は浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境省令で定める準則を遵守すべきことを定め、同法施行規則第１条第２号は、同法第３条第３項の準則として「油脂類等であって、浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと」としておりますが、油脂類の流出そのものは禁止されておらず、浄化槽の正常な機能を妨げていることがその条件となっているほか、浄化槽は浄化槽管理者が適正に清掃、保守点検を行うことでその機能を維持することを前提としているものであって、浄化槽管理者の清掃、保守点検が不十分であることに起因して水質が保たれていないのであれば、それは一時的には浄化槽管理者の責任であって、やはりこれらの規定がテナントにおいてグリーストラップを設置する法令上の義務が直ちに導かれるものでもありません。

また、油脂類の流出が浄化槽の正常な機能を妨げるものであり、グリーストラップを設置すべき状況であったとしても、テナント店舗において賃貸人、賃借人のどちらの負担で設置するかは協議によるものであって、やはりテナント（賃借人）がグリーストラップを設置することが義務であるとまでは言えませんし、これが通常というわけでもありません。

すなわち、テナント募集時にテナント契約の条件としてグリーストラップを設置すべきことを求めるか否かは、貴町の自由裁量・政策判断であり、テナント募集時にテナント契約の条件としてグリーストラップの設置を義務づけていないことが直ちに違法となるものではありません。

（２）一方で本件の経緯、事情を拝見しますと、貴町の本件を進めるにおいて油脂分の流出が多いテナントには募集要項においてグリーストラップの設置を義務化することを記載する予定であったにもかかわらず、担当職員の過失（業務の失念）によりこれが記載されず、その結果テナント契約の内容にも盛り込まれなかったという経緯であると推察されます。この点につきましては、本来予定していた業務を実施していない点で担当職員に非があったことは明らかですが、担当職員が町に対し直ちに損害賠償責任（民法第７０９条）を負うとまでは判断できないと考えます。

本件においてテナント募集要項への記載が失念されたとしても、前記のとおりグリーストラップのテナント負担は法令上の義務ではなく、あくまで当事者間の契約事項にすぎませんし、また、この時点でグリーストラップを設置しなかったことで浄化槽の正常な機能が妨げられることが確定していたわけでもありません。

本件において水質検査の結果が不適正となった

のは、浄化槽管理者として浄化槽の清掃（ないし保守点検）が不十分であったことに起因しており、油脂の流出が多いことだけがその原因ではないと理解されるため、結果との因果関係が必ずしも明らかではないほか、担当職員が自らの過失により自治体（町）に対して損害賠償義務を負うケースは担当職員の直接的な支出負担行為ないし支出が違法とされ、これにより町に直接的な損害が生じている場合が一般的であり、本件のように結果的・事後的に見て、ほかにとり得るより望ましい方策があったにもかかわらず、これが実現しなかったとしても直ちに担当職員が町に対して損害賠償義務（民法第７０９条）を負うことにはなりません。

本件ではグリーストラップが契約上テナント負担とはなっておりませんが、テナントがグリーストラップを直ちに設置しなかったとしても、テナントが浄化槽の正常な機能を妨げない方法で使用または浄化槽管理者が適正な管理をすれば、損害発生を防ぐことができた可能性もあり、よってテナント募集要項への記載の失念があったとしても、担当職員が直ちに町に対して損害賠償義務を負うという結論にはならないと考えます。

（３）上記のとおり担当者の職務遂行に失念があったこと自体は真摯に受け止め反省すべきですが、結果的に町費で進出した費用について担当職員が民法上の損害賠償責任（民法第７０９条）を負うとまではいえないと考えます。また、賠償責任の結論は別として、ここで問題となるのはあくまで民法上の問題であり、図利加害目的はなく、刑法上の背任罪（刑法２４７条）が成立するものではありません（また、刑法上の背任行為と呼称・判断すべきものでもありません。）。

○議長（木下　敏）　今報告の途中ですが、１時間が過ぎましたので、１１時１５分に再開いたします。暫時休憩いたします。

午前　１１時００分　休憩

午前　１１時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

特別委員会報告を続けます。

上野武彦委員長。

○令和７年度予算審査特別委員長（上野武彦）

（７）令和７年２月１７日に開催した第１５回目の委員会において、道の駅「なないろ・ななえ」の設計業者である株式会社二本柳慶一建設研究所代表取締役　二本柳慶一証人、道の駅「なないろ・ななえ」指定管理者である一般社団法人七飯町振興公社　代表理事　山川俊郎証人、道の駅「なないろ・ななえ」浄化槽管理者である七飯町長　杉原太証人の３人に対して証人として出頭を求め、証人尋問を行った。証言を求めた事項及び証言内容は以下のとおりである。

二本柳証人に証言を求めた事項。

質問①、道の駅なないろ・ななえの設計業務に当たって、来場者数が年間９０万人の入込客数が予想されている中で、建設設計に当たりどのような規模の合併浄化槽が必要と想定し提案したのか。

証言①、我々は建築基準法による浄化槽の設置基準、店舗の面積、レストラン等の面積を加味した中で、４パターンの人員算定の策定を行い、それを七飯町のほうに提出いたしまして、現在の浄化槽の人槽に決定したということになっております。

質問②、道の駅なないろ・ななえは当初よりテナントが２店舗入る計画であったが、建築設計業者としてグリーストラップの設置を提案しなかったのか。

証言②、当初テナントが２店舗ということで聞いて設計をしておりました。ただ、テナントの業種・業態がどのようなテナントが入るかということが分かっていなかったという状況での設計でしたので、我々とすればテナント工事の中でその業態に合ったグリーストラップをつけていただきたいということで、町のほうには提案をして、それで設計の中には組み込んでおりませんでした。

質問③、基本構想を基に浄化槽処理能力を決定した過程で発注者との意見対立はなかったのか。

証言③、町側と十分協議をした中で進めたと思っております。

質問④、発注者からの要望で経費節減のために浄化槽を必要最小限としたことに対し、設計者と

して当時はどのように考えていたのか。

証言④、官庁または民間含めて我々の建築の仕事というのは全体の予算の中で進めていくということの中で、日常これは七飯町さんだけではなくあり得ることだと思っております。その中で最善のものを我々が提案していくということに努めていると思います。

質問⑤、開業後、トイレ利用者数が浄化槽処理能力を上回った場合（指定管理者が施設利用者の増加を目指している）の対策・協議が必要になるとの認識はあったのか。

証言⑤、当然これは我々が設計したものですので、開業後、使用状況の変化その他について相談があれば協議・協力すると思っておりました。

質問⑥、設計会社として浄化槽についての知識・経験は多いほうか。

証言⑥、我々は建設の設計をやっております。ありとあらゆる建物の中で浄化槽設備が必要なものもたくさんあります。その中で我々が特別経験が多いかどうかというのは自分では判断できない部分ですけれども、我々の実績としては給食センターであったり、水産加工の工場であったり、浄化槽の設計という部分では経験はあると思っております。

質問⑦、テナント部分の排水成分を想定した浄化槽機種設定であったのか。

証言⑦、十分対応できる形での選定を町と協議の上決定したつもりでございます。

質問⑧、今回の問題が発覚して、その調査・処理対策を専門業者と協議したか。

証言⑧、今回採用した浄化槽メーカー、その他、この管内で給食センターであったりいろんなところの浄化槽の設備の設計及び管理をしている業者との協議も十分したつもりでございます。

質問⑨、既存施設の能力向上について検討したか。

証言⑨、既存能力の向上はもちろん検討しております。それと浄化槽の適正化の業務を受注しておりましたので、その中で４パターンの改修を提案しておりました。その中で今回前処理槽をメインとして提案し、そこで改修工事を行ったと思っております。

質問⑩、浄化槽適正化工事の施工管理に当たり、専門業者を同席あるいは協議メンバーとしていたか。

証言⑩、必要に応じて専門業者と連携して取り組んだと認識しております。

質問⑪、浄化槽適正化工事のスケジュール管理はどこが主導したのか。

証言⑪、適正化工事に関わる工程はきちんと出しております。その前後の発注業務など、我々は関知できない部分でございますので、全体の工事の管理は我々は把握しておりません。七飯町のほうで管理をしていたと思います。

山川証人に証言を求めた事項。

質問①、グリーストラップの清掃はどのように行われてきたのか。

証言①、グリーストラップは現在、道の駅の飲食ブースに３か所設置されております。つい最近２か所追加されて３か所になったわけでございます。それらの点検・管理につきましては、ほぼ毎日、まず目視のできるところに本体がありますので、それによりまして毎日目視で状況を確認、３日に一度、１週間に一度というサイクルの中で、たまっております固形物ですとかそういったものを取り除き、あるいはフィルターの状況を見て交換、３か月に１回は本体を全部分解して掃除する、そういう流れになっております。

質問②、トイレ異臭の問題が出てきた時点で浄化槽清掃を下請け業者へ一括外注していたことについての問題意識はなかったのか。

証言②、実は浄化槽からの臭気というのは開業直後からありまして、これはお客様からかなりのクレームがあった事案でございます。私たちも、浄化槽のすぐ脇に関係者の駐車場がございまして、そこに車を停めておくと帰りには車の中が浄化槽の嫌な臭いがこもってしまっているというぐらいの状況でございましたので、我々にとってはとても深刻な状況がありました。その状況は、つい先日の追加の浄化装置がつくまでずっと我々は毎日悩んでいた事案でございます。

そのことで処理業者に一括処理業務をお願いしていることについての御質問でございますが、私たちとしましては全く専門知識がないわけでござ

いまして、そういう浄化槽、国家資格を持った浄化槽管理士といいますか、そういう方たちの知見ですとか経験ですとか、そういうものを生かすことによって、この先その臭いの問題はよい方向に改善されるものと信じておりました。

質問③、浄化槽清掃管理に関するレクチャーはなされてきたか。

証言③、浄化槽に関する情報、レクチャーはなかったと思います。

質問④、汚泥引き抜きに関する町との契約不履行（令和元年と２年、計画２４回を実施３回等）をどのように考えていたのか。

証言④、数字の上では役場との協定書には２４回ということになっておりました。私たちも浄化槽管理に関する知識がほとんどない状態からのスタートでございましたので、このことについて我々が委託した浄化槽管理者といろいろと協議していく中で、必要なときに対応すべきだという。回数だけではない。そういう回答を頂いて、それに対応してきた結果でございます。

質問⑤、浄化槽清掃（途中から汚泥引き抜き費用追加）に関して、指定管理料の変更をなぜ求めなかったのか。黒字の範囲内と解釈し、契約料の見直しを回避してきたのか。

証言⑤、その件に関しましては、管理委託ということを考えたときに内容の変更というものを私たちは考えませんでした。ですから、途中でそのことが加わったとしても、従来どおりの契約のまま行われるべきものというふうな判断に至っております。

質問⑥、浄化槽（トイレ）の管理業務について、道の駅ななえいろ・ななえ指定管理者公募要項、道の駅ななえいろ・ななえの管理に関する基本協定書やアムズ合併浄化槽、ＦＸＦ型維持管理要領等に基づき、回数や手法など、月ごとに実施したのか。

証言⑥、実はそういった合併浄化槽の形式ですとか管理方法というようなことを、私たちはつい最近浄化槽問題がクローズアップされて問題になってきている段階でそういったものが存在するのだということが分かったわけです。つい最近の話でございます。それ以前はそういうものの存在を残念ながら知りませんでした。

質問⑦、道の駅ななえいろ・ななえの浄化槽は、法定検査をしたところ、その結果が「おおむね適正」が２０１８年、２０１９年、２０２０年、２０２２年、２０２３年、「不適正」が２０２１年、２０２４年であり、浄化槽法第１１条検査結果書の所見、留意事項に、検査の結果の状況が記載され、「改善の必要があります」と指摘され続けてきたが、これに対してどのように対処し、改善したのか。

証言⑦、この７年間の中で「おおむね適正」が５回、「不適正」が２回ということでございますが、その都度その報告は道の駅にはされてきております。それで我々としては、その対策として管理業者に対してそれを改善する方策をお願いしてきているところでございます。

質問⑧、道の駅ななえいろ・ななえ指定管理における浄化槽関連の経費について、公募時における町の積算額に対し、指定管理申請時における実施できる予算額、年度協定において実施する予算額、そして決算報告の流れになっているが、年度ごとに見ていくと、町の積算回数や金額に対し、一般社団法人七飯町振興公社が自ら提出した浄化槽関連経費の状況書類では相当のばらつきがあるが、なぜそうなのか。

証言⑧、結果の数字に相当ばらつきがあることはそのとおりでございます。その原因は、その年々でやはり浄化槽に対する対応の仕方、例えばくみ取りの回数であるとか、そういったことが変わってくるから、おのずと計画と結果の差が生じてしまいます。そういう流れの中で発生しております。

質問⑨、アムズ合併浄化槽、ＦＸＦ型維持管理要領書では、汚泥の引き出し及び清掃の回数は汚泥濃縮貯留槽から２週間に１度行うよう設計されている。ＦＸＦ型の保守点検は２週間に１回以上で、消毒剤の貯留日数を確認し、浄化槽に故障または異常を認めたときは直ちに浄化槽管理者にその旨を通報することになっている。維持管理要領書に基づき実施しなかったことがＢＯＤ等の基準値を大幅に超える汚水の放流を６年にもわたって行ってきたと思慮されるが、貴職の見解を求め

る。

証言⑨、維持管理要領書の存在というものは、私たちはつい最近この特別委員会の活発な議論の中で存在するものだと認識したものでございまして、従来から知っていたものではないです。私たちとしては、知っている範囲内で最善を尽くしてきたのだと、そのような思いでございます。

質問⑩、浄化槽（トイレ）の管理業務について、収支決算の記載の中で決算額と月別の支払実績との関係で数字が符合しない部分があり、町の説明では数値や関係書類が確認できないとのことであったが、基本協定第２１条第１項第４号及び貴職の文書管理規程等からするとありえないことと思うが、貴職の見解を求める。

証言⑩、全く御指摘のとおりです。私もあってはならないことだと思います。平成３０年、これは道の駅開業時のことでございますが、我々も証拠書類の確認をしたところ、１６万円余りの金額の支出に関する証拠書類が不備であったことが分かりました。これはもちろんあってはならないことで、しかも我々の規定によりますと７年間保存義務がありますので、それはこちらの全くのミスで発生したことだと思います。我々の公社の収入・支出、そういった会計業務に関しましては会計事務所に全部お願いしておりまして、支出・収入についての問題は指摘はされていないのですが、証拠書類の管理が悪いということで、今後我々も気をつけて、それ以降５、６年間は我々が調査したところそのようなことは発生しておりませんが、開業１年目でやはり不慣れな事務といいますか、そういうことが発生したことは否めない。今後このようなことがないよう努めてまいりたいと思います。

杉原証人に証言を求めた事項。

質問①、グリーストラップの設置と前処理槽設置後、昨年１２月１５日に採取した資料では、ＢＯＤ８．４ミリグラムパーリッター、１２月１７日に採取した資料ではＢＯＤ７．７ミリグラムパーリッター、そして今年１月９日に採集した資料ではＢＯＤ１５ミリグラムパーリッターと、環境基準のＢＯＤ２０ミリグラムパーリッター以下をクリアする数字が検出され、処理装置の効果が確認されている。

しかし、１２月、１月の時期は年間でも来場者数が少ない時期であり、最盛期の８月には約３倍の来場者が訪れることから、その時期に確認しなければ今回の対策が成功したことにはならないと思われる。その時期に環境基準をクリアしなければ、新たな対策が必要と考えるが、町長の見解を伺いたい。

証言①、今回議会から指摘を頂きまして、合併処理浄化槽の前処理装置を事前に適正化調査をした上で、その中からの改善策という中で、１１月中旬ぐらいに完成いたしました。そしてこれは現在稼働しているわけでございますが、それに関しまして既存の合併処理浄化槽と新たに設置した前処理槽と一体的な運転をして、今は１２月の中旬ぐらいから質問にあるとおりＢＯＤの数値が基準値内に収まるようになりました。そして１月の数値も基準値内に収まってございます。

しかしながら、御指摘のように閑散期ということもありまして、これが今後１１条の法定点検をする時期、それからゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィークというようにお客様のいらっしゃる繁忙期も含めて安定した運転がきちんと行えるよう、常に合併処理浄化槽と前処理槽の一体的な維持管理に努めて行って、きちんとした基準値内に年間を通じて収まるように努めていく所存でございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

質問②、町が委員会に提出した平成３０年度決算報告書における浄化槽清掃費記載の金額内訳についての説明について、記載されている数字が誤っているが、後者の確認書類がないなどの説明があった。しかし、基本協定第２１条第１項第４号からすると、あり得ないことと思うが、町は指定管理料の収支決算のチェックをしていなかったのか。また、当時の収支決算報告書と月別の支払実績との関係で数字が符合しない部分があるが、町の見解はどうか。

証言②、町といたしましては、この決算状況につきましては、指定管理業務の部分と収支、それから法人の決算書という部分では、大枠の決算額の提出されたものを確認はしていたのですけれど

も、その詳細にわたっての各項目についての証拠書類との突合というものは実際はできていなかったということで、大変申し訳なく思っております。今回、調査特別委員会の中で、証拠書類も含めた突合というような中でそのことが分かったということもございまして、今後そのようなことが起きないように、きちんとした決算書の精査をしていきたいというふうに考えております。

質問③、浄化槽（トイレ）の管理業務について、汚泥の引き出し及び清掃の回数は、汚泥の引き出しは濃縮貯留槽から２週間に１度行うよう設計されており、保守点検は２週間に１回以上で、消毒剤の貯留日数を確認し、浄化槽に故障または異常を認めたときは、直ちに浄化槽管理者にその旨を通報することになっており、これに基づき実施するよう指導したのか。

証言③、浄化槽の適正管理につきましては、２年前の決算審査特別委員会で、それまでの間は臭気の関係、臭いの部分で随分とそちらのほうに集中して対応してきたというようなことの中で、ＢＯＤの数値だとか厳格な浄化槽の管理についての維持管理要領書による合併浄化槽の管理というものを失念してきたというような経過があります。

そういう意味では、町のほうも町の施設として指定管理者に委託していただいたという中と指定管理者も合併処理浄化槽の維持管理をする再委託というような中で専門家に見ていただいたというような中ですが、維持管理要領書の部分に関しましてはその時点でははっきりと確認はしていないという状況もございまして、適切な指導などは２年前の決算審査特別委員会で調査されるまでの間はきちんとした指導などをできていなかったということが現実でございます。

質問④、道の駅なないろ・ななえの浄化槽は、法定検査をしたところ、その結果が「おおむね適正」が２０１８年、２０１９年、２０２０年、２０２２年、２０２３年、「不適正」が２０２１年、２０２４年であり、浄化槽法第１１条検査結果書の所見・留意事項に検査の結果の状況が記載され「改善の必要があります」と指摘されつづけてきたが、これに対し法定検査の都度どのように基本協定第２２条に基づき対処してきたのか。

証言④、開業してからこれまで、それこそ臭気、臭いの部分の改善策にばかり奔走しておりまして、本来の合併処理浄化槽の適正な維持管理という部分では、大変申し訳ないのですが職員も含めて深く研究調査という部分に対応していなかったということが事実であると思います。これについては、当然町が北海道から権限移譲しております合併処理浄化槽の点検・指導という部分も含めて、本来の指導をする部分での指導も行き届いてなかったということと、そこの施設の管理者であります指定管理者を含めて、七飯町の管理している担当課の方も、本来の根本的な合併処理浄化槽の改善対策についての対応をしていなかったということが事実でございました。

また、令和５年の決算審査特別委員会で臭突の煙突、臭い抜きの対策の部分で指摘をされて、そこから調査した上でＢＯＤが基準値を上回っているというような部分で、そのことについて根本的に対策をしなければならないのではないかというような、非常に申し訳なかったのですが議会からの御指摘があって初めて取り組ませていただいたというような状況でございまして、この部分については深く反省し、今後改善した部分ではきちんとした対応をしていきたいというふうに考えております。

質問⑤、そもそも「適正」と判断されなかった浄化槽は、保守点検または清掃に何らかの課題を抱えていることから、改善のための対策を講じる必要があるにもかかわらず、開業以来保守点検業者または清掃業者への必要な助言、指導をしてこなかった。自ら浄化槽法に係る事務権限を受けているにもかかわらず改善策を講じず、ＢＯＤ値基準を大幅に超える汚水を６年もの間放流しつづけてきたが、見解を聞きたい。

証言⑤、開業から６年間、合併処理浄化槽の適正化に対して非常に意識が低かったことは認めざるを得ないと思います。「不適正」と「おおむね適正」どちらにしても基準値を超えていると。特にＢＯＤ基準値が１９０ミリグラムパーリッターという本来の２０ミリグラムパーリッターを大幅に超えているというようなこともございました。このことについて、本来指導する立場である環境

生活課が機能していなかった。それから、自己管理といいますか、施設を担当している商工労働観光課のほうもそういう意味でいくと意識が低かったというようなことは認めざるを得ないというふうに考えております。

議会のほうの決算審査特別委員会、令和５年の部分と、それから今回のこの調査特別委員会というような部分で、これだけの原因調査がはっきりして対応ができたという部分におきましては、非常に行政として大変皆さんに御迷惑をかけたというふうに思っているところでございます。

質問⑥、道の駅なないろ・ななえを指定管理している一般社団法人七飯町振興公社の施設管理の指定管理は、見積予算として収支計画見積額を提示し、さらに年度協定においては、実施する予算額を収支計算書で示し、そして使途の確定したものを収支決算報告書で報告するという流れになっているが、年度ごとに見ていくと浄化槽に関する町の積算回数や金額と、一般社団法人七飯町振興公社自らが提出した浄化槽関連経費の状況書類等では、数値に相当のばらつきがあるが、なぜか。また、基本協定第２２条にいう指導をしたのか。

証言⑥、この件につきましては、収支決算書、帳簿での確認、収支の集計の誤りの部分を、机上での計算では確認しておりましたが、実際に清掃管理の回数の確認だとか現地の臭気の関係の現状というものは、現地では分かっておりましたが、水質関係、本来の基本的事項である合併処理浄化槽の基準値の確認まで至っていなかったというようなことは事実でございます。

そういう意味では、職員の意識が欠けていたのかなと思うところでございまして、収支決算の部分は、前段のほうの質問でもありましたけれども、収支の集計だとか総合的なものでの判断であって、それぞれの項目まで至っていなかったということと、実際の現場との確認を失念していたことを大変反省しているところでございます。

質問⑦、このような状況が６年間も続いてきたが、基本協定第３５条に基づき検討すべきと思うが、町の見解を伺いたい。

証言⑦、基本協定３５条という部分におきましては、指定管理者受託者が、受託者自らの責任において不手際、不都合といいますか、指定管理者のほうの責任において不祥事などが起こった場合には、その部分を町のほうで解除するというような形ができるのですけれども、今回は今前段の御質問にも答弁したとおり、町としての責任が重く、指定管理者のほうとの連携協議も含めて、行き渡っていなかったという部分も含めて、町のほうの責任が大きいかと思っております。

そういう意味で、３５条の適用といいますか、今後町としてしっかりと今の体制を整えた上で、指導、管理、監督というような形でしっかりと町の責任として指定管理者と連携しながら業務を進めていきたいというふうに考えているところです。

質問⑧、新たに「地方公務員は、その職務を遂行するに当たって、法令遵守義務があるところ（地方公務員法第３２条）、浄化槽への抵触をもって、この点に抵触する可能性があります。」と弁護士の見解が出たが、これについてどう考えるか。

証言⑧、これについては大変反省してございます。特別委員会と並行して懲戒審査委員会も開催させていただきました。その中で訓告及び厳重注意というようなことで、環境生活課、また、商工労働観光課に関わった職員に対して注意をしてきたところでございまして、これまでの経過を含めまして、この原因が分かるまでには一昨年の決算審査特別委員会まではっきりした原因が分からず、そこから適正化の調査業務だとか、グリーストラップの設置だとか、そして昨年の１１月にやっと完成いたしました処理槽の設置というようなことで、根本的な解決につなげてまいったという部分に関しまして、大分進む方向での判断に期間を要してしまったというような部分は私の責任でもあり、そういう意味では前回の議会の臨時会において私の給与減額の処分を含めて責任を取らせていただいたというようなことで、今後きちんとした前処理槽と合併処理浄化槽の適正化運営について基準値内に全て収まるような形できちんとした対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。このたび１００条委員会にまで発展させてしまったという部分につきまし

ては、私の責任でもあるというふうに考えております。大変申し訳ございませんでした。

９、証言拒否等。なし。

１０、告発。なし。

１１、調査経費。

（１）予算額。３０万円。

（２）実績。証人費用弁償、６，０００円。

１２、結論。浄化槽は道の駅「なないろ・ななえ」建設計画時に、夜間トイレの使用においては多機能トイレ１基と公衆トイレ４基の計５基の使用を想定し、３３０人槽を設置して開業したが、開業直後において夜間トイレの需要が多く、メインの公衆トイレ２２基が使用できないことについて利用者から多くの苦情があり、開業からほどなくメインの公衆トイレ２２基を夜間開放したことにより、３３０人槽とした前提条件の運用ができなくなった。

当委員会は、浄化槽法第７条検査で「不適正」と判明した時点から、浄化槽管理に係る一連の経過及び改善策について現地調査、聞き取り調査及び尋問等により、以下１１項目にわたって事実を確認した。

①道の駅設計業者への相談、調査依頼を行わなかった。

②北海道から権限移譲されている事務事業である浄化槽管理の適切な指導等をしてこなかった。

③浄化槽法のＢＯＤに対する解釈が不適切であった。

④指定管理者が汚泥引き抜きに関する町との契約不履行。

⑤重要な公文書に対し未決裁があった。

⑥町で保管しなければならない公文書を指定管理者に保管させていた。

⑦指定管理料の決算に対して証拠種類の確認をしていなかった。

⑧道の駅開業当初のテナント公募要項にテナント側がグリーストラップを設置する旨の項目を失念していたことにより、町費２０９万円を支出し、グリーストラップ設置を余儀なくされた。

⑨浄化槽適正化工事（前処理槽設置）に当たり、発注業者から工事完了までのスケジュールにミスがあり、当初は令和６年８月末完了と報告された工期が令和６年１１月中旬となったことにより、浄化槽処理水最終処理業務委託料約４７０万円が追加された。

⑩、浄化槽適正化工事（前処理槽設置）完了後、試験運転調整期間を失念し、自主検査を行い、基準値を超過したＢＯＤ値を報告する結果となった。

⑪、役場組織として問題を情報共有せず、問題解決のための対処をしてこなかった。

以上のことから、当委員会は公務員として職務怠慢、七飯町公文書管理規程、七飯町事務決裁規程、浄化槽法、指定管理者との基本協定、年度協定及び契約等に抵触する可能性があり、重大事件であることを認定せざるを得ない。最終的には約７，５００万円を超える追加予算を費やしたほかに、今後のランニングコストを増やすこととなった。町長は今回の事件を真摯に受け止め、厳正に身を処し、町民に丁寧な説明責任をもって一日も早く信頼を回復し、七飯町道の駅「なないろ・ななえ」の健全な運営管理を願うものである。

以上で報告を終わります。

○議長（木下　敏）　道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でございますので、議会運営例規第７９項により質疑を省略いたします。

以上で本件は報告済みといたします。委員長、お疲れさまでした。

次に、道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会の調査の終了についてお諮りいたします。

本件に関する調査はこれをもって終了することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。よって、本件に関する調査はこれをもって終了することに決しました。

以上で特別委員会報告を終わります。

暫時休憩いたします。１時に再開いたします。

午後　１２時０１分　休憩

午後　１３時００分　再開

日程第４

議案第８号　令和７年度七飯町一般会計予算

日程第５

議案第９号　令和７年度七飯町国民健康保険特別会計予算

日程第６

議案第１０号　令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算

日程第７

議案第１１号　令和７年度七飯町介護保険特別会計予算

日程第８

議案第１２号　令和７年度七飯町水道事業会計予算

日程第９

議案第１３号　令和７年度七飯町下水道事業会計予算

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第４　議案第８号令和７年度七飯町一般会計予算、日程第５　議案第９号令和７年度七飯町国民健康保険特別会計予算、日程第６　議案第１０号令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算、日程第７　議案第１１号令和７年度七飯町介護保険特別会計予算、日程第８　議案第１２号令和７年度七飯町水道事業会計予算、日程第９　議案第１３号令和７年度七飯町下水道事業会計予算、以上６件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました６件の案件については、３月６日の本会議において令和７年度予算審査特別委員会に付託されたものでございます。

休会中に審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

上野武彦委員長。

○令和７年度予算審査特別委員長（上野武彦）　それでは、報告してまいります。

委員会報告第７号。

令和７年度予算審査特別委員会報告書。

令和７年３月６日第１回定例会における議決に基づき、当特別委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和７年３月１９日。

七飯町議会議長　木下敏様。

令和７年度予算審査特別委員会委員長上野武彦。

記。

１、審査に付託された事件名。

（１）議案第８号令和７年度七飯町一般会計予算。

（２）議案第９号令和７年度七飯町国民健康保険特別会計予算。

（３）議案第１０号令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算。

（４）議案第１１号令和７年度七飯町介護保険特別会計予算。

（５）議案第１２号令和７年度七飯町水道事業会計予算。

（６）議案第１３号令和７年度七飯町下水道事業会計予算。

２、審査の経過。

令和７年３月６日、７日、１０日、１１日、１２日、１７日、１９日の７日間委員会を開催し、町長、副町長、教育長、統括監、担当課長、センター長及び事務局長の出席を求め、審査を行った。

３、決定及び理由。

（１）決定。原案可決。

（２）理由。

令和７年度の一般会計予算額は、１２２億６，２００万円で、令和６年度当初予算額と比較して５億３，８００万円（４．２％）減少している。令和７年度は２か年工事のうち２年目の七飯中学校長寿命化改修工事、各小学校及び大沼岳陽学校の空調設備設置事業が令和６年度国の補助予算に採択されたことから、予算措置が令和７年度から令和６年度に前倒しとなったため、当初予算額が減額となっている。

令和７年度の特別会計（注１）予算合計額は６６億７，４２０万円で、令和６年度当初予算と比較して５，３８０万円（０．８％）減少している。令和７年度の企業会計（注２）予算合計額は２３億６，０９６万９，０００円（収益的支出と資本的支出の合計）で、令和６年度当初予算額と比較し

て１億４，９７１万１，０００円（６．８％）増加している。

（注１）特別会計は、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の３会計の合計。

（注２）企業会計は水道事業、下水道事業の２会計の合計。

町長への総括質疑及び回答は以下のとおりである。

質問１、令和７年度はアライグマ、ウシガエルの対策を講じると説明があったが、町内に特定外来生物は何種類生息し、それらを防除する計画を作成し実施する考えがあるか伺いたい。

回答１、七飯町内に生息する特定外来生物は、動物ではアメリカザリガニ、ウシガエル、セイヨウオオマルハナバチ及びアライグマ、植物ではオオハンゴンソウの５種類とされております。この５種類のうち、ウシガエルについては渡島半島では当町を含む２市２町に生息が確認されており、国の特定外来生物防除等対策事業要件の分布域拡大の前線であって、早期に防除を実施しなければ近隣地域に分布拡大するおそれが高い場合に該当しております。

アライグマについては、町内では昨年初めて目撃情報があり、捕獲による生息は確認されていないことから、地域に侵入初期の特定外来生物の早期発見・防除の効果を高めるための必要な調査を実施し、地域計画を策定することによって、効果的に抑制できる場合の要件に該当するものでございます。

また、令和６年度において環境省特定外来生物専門家派遣事業によりまして、大沼地区の特定外来生物の防除方法及び対策方法について技術的指導を受け、その際今後の地球温暖化に伴いウシガエルが北上する可能性も考慮され、分布域拡大を阻止する必要があるとの見解がありました。

アライグマについては道央方面から南下しており、令和６年には隣接町で捕獲の報告があったことから、当町への侵入の可能性が十分に考えられ、隣接町との境界地域がラムサール条約登録湿地である大沼国定公園で固有の生態系が存在しており、アライグマの侵入により影響を受けること。また、アライグマは雑食性で、農作物や家畜、養殖業も大きな被害を受けると予想されることから、分布域拡大を阻止する必要があるとの見解がありました。

この結果を受け、令和７年度において国の交付金を活用しウシガエル及びアライグマそれぞれの防除に資する調査を行い、個別計画を策定し防除等を講じてまいりたいと考えております。

なお、その他３種類の特定外来生物については、このたびの交付金事業に含まれず、計画作成とはなりませんが、担当職員が町内を巡回した際に防除等を講ずるなど対応しておりますので、御理解いただきたいと思います。

質問２、農業は七飯町を支える基幹産業であるが、北海道農業次世代人材投資事業補助金が２２５万円皆減している理由について。また、新規就農者支援事業についての町長の考え方について伺いたい。

回答２、北海道農業次世代人材投資事業補助金の皆減についてですが、同事業を活用してきた新規就農者が優良農業者である認定農業者へステップアップしたことにより皆減しております。国費を活用した事業となることから、新規就農者を志している方との相談が進み、就農が決まり次第予算措置をしていきたいと考えております。

新規就農者支援事業に関しては、より広く窓口を広げた町独自の事業となり、新たに農業を始める方の発掘のため、令和６年度は２回函館市内のハローワークを会場として北海道や近隣市町、農業者団体と連携し、農業への就労や新規就農を目指す方向けの相談会を開催し、農業者の高齢化が進む中、七飯町の農業の持続的発展を図るためにも、新規就労者を将来の農業経営の担い手の一人と捉え、担い手の確保に努めたいと考えております。

質問３、ふるさと納税の拡大に向けとあるが、目標額が１億２，０００万円から１億円に減額されている。また、地元特産品の効果的なＰＲによる販路拡大や地域産品の開発、地域経済の活性化に向けた取組を推進しとあるが、ふるさと納税事業は前年比９５２万７，０００円減、特産品ＰＲ事業費は前年比５１８万８，０００円減、観光費は前年比僅か１０６万６，０００円の増となって

いる。この予算編成で、ふるさと納税の拡大、特産品ＰＲ事業など、地域経済の活性化、安定した財源確保になり得るのか伺いたい。

回答３、ふるさと納税の令和７年度歳入予算につきましては、対前年実績をベースに１億円とさせていただきました。これに対して歳出は、総務省の大幅な制度改正により地場産品基準や経費総額が５０％以下、返礼品比率は３０％以下としなければならないなど、厳格化に伴い、これに則った予算編成となっております。

町といたしましては、特にリンゴやトウモロコシといった主力返礼品について御好評いただいているところでございますが、生産時期や生産量に限りがあり、通年において安定的に提供することができる返礼品の確保や増産体制について、生産者と協議しているところでございます。また、これまで寄附いただいた方にリピーターになっていただけるよう、お礼や御案内のお手紙の送付、移住フェア等においてふるさと納税のＰＲを行ってまいります。

このほか、令和５年度から導入した現地決済型ふるさと納税は今後主力となり得る伸びを見せていることから、サービス提供による返礼品目の拡充、特に大沼での遊覧船やスキーやカヌーなどのようなアクティビティによる返礼品目を拡充することで、当初歳入予算は１億円とさせていただきましたが、これを超える結果が残せるよう努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

質問４、道の駅の浄化槽の問題は、前処理槽だけを町で管理するのではなく、浄化槽も町が一括して管理すべきだと考えるが、町長の考えを伺いたい。

回答４、道の駅の浄化槽の保守清掃の在り方については、これまでの管理体制を反省し、道の駅の浄化槽の監督責任は町にあるという認識の下、道の駅なないろ・ななえの管理に関する基本協定書に定める連絡調整会議において定期的に協議しており、町、指定管理者、保守点検委託事業者、前処理槽設備メーカーの４社で連携を密にしながら、町が主体となって維持管理に現在取り組んでいるところでございます。前処理槽の整備により、現在、浄化槽放流水の水質は安定しておりますが、当面の間この体制を維持するとともに経過を踏まえながら安定運用の基準やマニュアル化を進め、最終的に指定管理者に引き継いでまいりたいと考えております。

質問５、施政方針に七飯町商工会をはじめとする関係団体と連携を密にし、支援対策のさらなる強化に取り組んでまいりますとあるが、具体的に令和７年度の予算にどのように反映されているのか伺いたい。

回答５、商工支援に関しましては、昨年度に引き続き商工業振興事業補助金、いわゆる商工会への運営補助金を段階的に引き上げ、町全体における商工業会の指導、支援機関としての役割をより強化していただきたいという思いで増額をさせていただきました。また、これまで同様に商工業者の安定した経営を支援する融資保証料補助金や融資利子補助金としての助成、町内事業者等が順調に資金調達できるよう金融機関に対する資金預託金の計上、さらには公益財団法人函館地域産業振興財団と連携し、新たに起業される方への支援に対する取組など、継続的な予算反映を行っているところでございます。

質問６、令和５年度に予算を上げていた「地域活性化起業人受入」の事業が令和６年度に続き令和７年度も計上されていなかった。三大都市の民間社員が３年間地域活性化に貢献する制度であるが、町長の考えを伺いたい。

回答６、地域活性化起業人につきましては、令和５年度に予算を計上しておりましたが、御指摘のとおり、その後においては計上しておりません。これは当時、町が連携を希望する業務内容として円滑な連携が可能と考える連携先企業からの派遣を見込んで予算化したものでしたが、連携先企業に派遣いただける職員について具体的に調整いただいた際、それぞれの家庭の事情などにより派遣が難しいという結果となり、以降は公募したところですが、頂いたお問合せといたしましては、人材派遣会社からの御紹介など、町が希望する業務内容の遂行が担保できないと判断し見送った経緯があります。また、連携企業については継続的に協議を行っているところですが、状況に変

わりがないことから、令和７年度においても計上を見送ってございます。

地域活性化起業人の活用につきましては、町としても、民間のノウハウを持ち合わせた即戦力となる方が派遣され、新たな視点や専門的な知識による活動を通し地域の活性化が期待できると考えておりますことから、引き続き協議調整を進め、派遣いただくことが可能となった際には改めて予算化してまいりたいと考えております。

質問７、特産品ＰＲ事業費の地域おこし協力隊活動業務委託料が皆減されている理由について、町長の考えを伺いたい。

回答７、地域おこし協力隊員については、令和６年度において特産品ＰＲ事業に係る地域おこし協力隊員の予算化をしてまいりましたが、令和７年度においては食と観光の両面においての活躍を期待していることから、観光費に予算計上させていただいております。

質問８、施政方針に、新たな企業誘致を進め、雇用拡大・確保に努めてまいります。函館地域経済牽引事業促進協議会における事業として、水資源など豊富な自然環境や交通の利便性の高さなどの立地条件をアピールした企業誘致を進めるなど、地域経済の活性化に取り組んでまいりますとある。また、同僚議員の一般質問の中でも、町長から企業誘致が重要だと答弁があった。令和７年度の予算にどう反映されているのか伺いたい。

回答８、企業誘致は、産業振興、雇用創出、町税等自主財源確保に寄与し、重要施策であると考えております。そのため、函館地域経済牽引事業促進協議会を通じて首都圏などにおいて活動を図るほか、トップセールスとして出張の際には企業訪問を行い、企業立地に向けての積極的なＰＲを行ってまいります。一方で、既存企業の経営促進や設備投資、さらには生産性の拡大も重要な課題であると考えております。

現在、町内企業において設備の更新や事業合理化に伴う生産規模の拡大など新たな設備投資の動きが見られていることから、今後の産業振興、雇用創出に大きな効果があるものと期待しているところでございます。現在の町の支援制度がこうしたニーズに対応できていないこともあり、補助制度を見直すことも必要と捉えており、七飯町企業立地促進条例の改正も行ってまいりたいと考えております。

質問９、施政方針に、こども誰でも通園制度について、令和８年度の本格実施に向け町内保育施設と連携し体制整備を進めますとあるが、令和７年度予算にはどのように反映されているのか伺いたい。

回答９、こども誰でも通園制度は、全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された国の制度で、令和８年度から全国の自治体にて実施するとなっております。対象者は、保育所等に通っていないゼロ歳６か月から３歳未満の子どもで、月１０時間の枠内で利用できる仕組みとなっております。

今年度につきましては、８年度の本格実施に当たっての必要な条例整備のほか、町内の各保育施設において現在の保育の受入れ態勢を維持した上で実施する必要があるため、令和７年度中に実施体制等について各保育園等の皆さんと協議検討するものでございまして、令和７年度は現時点でこれに対して特に予算計上が必要な経費はありませんが、通常の会議等を実施していくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

質問１０、施政方針に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年２月から１４か月にわたり学校給食を完全無償化するなど、子育て世代の負担軽減とともに移住定住の促進に努めてまいりますとあるが、今後も継続事業としてやっていくのか伺いたい。

回答１０、学校給食費の無償化につきましては、現在、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和７年度末まで無償化を実施しているところでございますが、国においては令和８年度に小学校から無償化を開始し、中学校においてもできる限り速やかに実施する動きとなっております。当町といたしましては、できる限り無償化を継続していきたいと考えているところですが、財政確保も必要なことから、国の動向

も注視しながら判断してまいりたいと考えております。

質問１１、大沼湖畔駅伝は７０年以上続いている事業であり、町をアピールできる重要な事業だと考えるが、町長の考えを伺いたい。

回答１１、大沼湖畔駅伝は、これまで第７１回の開催を数える道内でも有数の歴史がある大会です。しかしながら近年、競技人口の減少に加え、道内各地でマラソン大会、駅伝大会が開催されることにより、選手が大会を選ぶような傾向にあると捉えております。

また、従来の駅伝としての四人一組での参加方式は、マラソンのような個人参加ではないため、人数確保が難しいのが現状です。そのため、町や道南陸上競技協会を含む実行委員会での協議により、参加者を増やすために、令和５年度以降、大沼湖畔一周を二人一組で走るペア駅伝や小学２年生以下の親子が走る親子ペア駅伝を新たに種目に加え実施しましたが、１０年前と比較した参加人数について、平成２７年度は５６７名で、令和６年度は２０８名と、半数以下に減少しております。

町としても重要な事業であると認識しておりますので、令和７年度に開催する大会後に、実行委員会で大会の総括及び今後の大会の在り方について検討してまいりたいと考えております。

町長答弁の後、各委員より町長に対しそれぞれ再質疑が行われ、主に以下の点が指摘された。

①一次産業や後継者の育成が不足している。

②企業誘致は重要施策と述べているが、出張ついでに顔を出す程度であり、新規の企業誘致への真摯な姿勢が見られず、新年度予算にも反映されていない。

③施政方針に、令和７年度は国の交付金を活用し、学校給食費を無償化するなど、移住定住の促進に努めるとあるが、令和７年度の単独事業であり、継続事業とはなっていない。

④ふるさと納税に関しては、貴重な自主財源であるにもかかわらず前年度の１億２，０００万円から前年度実績と同程度の１億円と減額予算となっており、目標を下げるなど積極性が見られない。

⑤地域おこし協力隊員に関しては、前年度２名から１名に減となっており、国の支援制度を活用する姿勢が見られない。

以上のことを踏まえ、当特別委員会に付託された議案について慎重に審査した結果、議案第８号から議案第１３号まではいずれも出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定したが「未来に向かって輝く七飯町」を基本に町政に臨むという令和７年度の施政方針及び予算編成を見ると、まちづくりや財源確保に対する具体的な政策が乏しく不明瞭である。当町も、いかにして人口減少に歯止めをかけるかが将来のまちづくりの大きなポイントになるという認識をしっかりと持ち、積極的で活力のある町政執行を強く望むものである。

次のページには、令和７年度一般会計予算の歳入歳出のリストが載っております。

その次のページには、令和７年度特別会計・企業会計予算が載っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（木下　敏）　令和７年度予算審査特別委員会は議長を除く全員で構成された特別委員会でございますので、議会運営例規第７９項の規定により、質疑を省略いたします。

委員長、お疲れさまでした。

これより討論、採決を行いますが、討論、採決については１件ごとに順次行ってまいります。

最初に、議案第８号令和７年度七飯町一般会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第８号令和７年度七飯町一般会計予算の委員長の報告は原案のとおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第９号令和７年度七飯町国民健康保

険特別会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第９号令和７年度七飯町国民健康保険特別会計予算の委員長の報告は原案どおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第１０号令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１０号令和７年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算の委員長の報告は原案のとおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１１号令和７年度七飯町介護保険特別会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１１号令和７年度七飯町介護保険特別会計予算の委員長の報告は原案のとおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１２号令和７年度七飯町水道事業会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１２号令和７年度七飯町水道事業会計予算の委員長の報告は原案のとおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１３号令和７年度七飯町下水道事業会計予算の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第１３号令和７年度七飯町下水道事業会計予算の委員長の報告は原案のとおり可決すべきものでございます。

本案について、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１０

議案第２８号　七飯町パークゴルフ場条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第１０　議案第２８号七飯町パークゴルフ場条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（髙橋雅貴）　それでは、議案第２８号七飯町パークゴルフ場条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

改正の内容について、お手元に配付されております議案関係資料１ページ、資料１の七飯町パー

クゴルフ場条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

初めに、１の改正理由でございますが、パークゴルフ場使用料については平成１９年に行った改定を除き平成２６年及び令和元年の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う改定となっております。近年、労務単価の上昇や資材価格の高騰に伴い施設維持管理費がかさんできており、適切なバランスを考慮した使用料に見直すため、七飯町パークゴルフ場条例の一部改正を行うものでございます。

次に、２の改正内容でございますが、別表を次のとおり改正します。

１点目として、町民等（七飯町及び北斗市に住所を有する者）と町民等以外の者としていた使用料の区分を、町民と町民以外の者に改めます。

２点目として、使用料に関しては次のとおり改正します。表アの町民の１日１施設を３２０円から４００円、１シーズンの１施設を６，８２０円から１万４，４００円、２施設共通を９，４４０円から１万８，０００円、用具の貸付１日を１１０円から２００円に改めます。

表イの町民以外の者の１日１施設を５３０円から７００円に改め、新たに町民以外の者の１シーズン２施設共通３万１，５００円を新設し、用具の貸付１日を３２０円から４００円に改めます。

３点目として、パークゴルフ場に特別の設備を設け、または特殊物品を搬入し、使用する場合に発生する使用料１時間当たり１，５８０円は、使用が想定されないことから備考から削ります。

次に、条例の施行期日でございますが、この条例は令和８年４月１日から施行いたします。

議案関係資料２ページを御覧ください。最後に、この条例の経過措置でございますが、経過措置として、改正後の七飯町パークゴルフ場条例別表の規定に関わらず、令和８年度及び令和９年度の１シーズン使用料を、それぞれ次に掲げる額に読み替えて適用する附則を設けます。

１点目として、令和８年度における使用料に関しては、町民１シーズン１施設を９，６００円、２施設共通１万２，４００円、町民以外２施設共通を２万５００円に読み替えます。

２点目として、令和９年度における使用料に関しては、町民１シーズン１施設を１万２，０００円、２施設共通を１万５，２００円、町民以外２施設共通を２万６，０００円に読み替えます。

議案関係資料３ページ、資料２は、七飯町パークゴルフ場条例の新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております議案第２８号七飯町パークゴルフ場条例の一部改正については、詳細な審査を要することから民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は民生文教常任委員会に付託し、併せて閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第１１

議案第２９号　令和６年度七飯町一般会計補正予算（第９号）

○議長（木下　敏）　日程第１１　議案第２９号令和６年度七飯町一般会計補正予算第９号についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

行財政改革担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　それでは、議案第２９号令和６年度七飯町一般会計補正予算第９号について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算第９号ですが、第１条に規定の歳入歳出予算の総額は増減しないものとしとありますが、今回の補正により既定予算の総額を変更するものではございませんが、歳入予算及び歳出予算の内訳で、先日議決を頂きました一般会

計補正予算第８号の提案後新たに内訳を変更しなければならない項目が生じましたので、追加議案としてこのたび補正予算を提案するものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明申し上げます。７ページをお開き願います。

今回提案します補正予算となりますが、７款商工費１項１目商工費のふるさと納税事業費で、主に町内２か所の宿泊施設で利用される現地決済型の寄附額が当初の想定より増加し、通常利用されるふるさと納税の返礼品及び送料などから成る通常の取扱経費と異なり寄附者には電子クーポンが発行されるため、返礼品の割合が通常の２２％から３０％の区分に該当する消耗品費の取扱いとなります。このため、ふるさと納税消耗品費に２１０万円を追加し、宅配便料金が不要となることから同額を減額いたします。

次に、１０款教育費４項２目文化振興費ですが、歳出予算の補正額はございませんが、追加で国の令和６年度補正予算による国庫補助の内定を受けたことから、図書室移転開設事業費の特定財源とするため、財源更正をするものでございます。

続きまして、５ページの歳入にお戻り願います。１４款国庫支出金２項６目教育費国庫補助金は、本定例会において議決いただきました一般会計補正予算第８号に計上した図書室移転開設事業費の図書管理検索システム導入費用について、このたび内閣府の補助事業、新しい地方経済生活環境創生交付金に申請し、補助の内定を頂きましたので、３０８万４，０００円を追加する補正予算でございます。なお、図書室移転開設事業費の歳出事業費の変更はございませんので、１８款繰入金の財政調整基金繰入金から追加した国庫補助金と同額の３０８万４，０００円を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

田村敏郎議員。

○７番（田村敏郎）　実はまだ令和７年度予算案、先ほど議決したという、こういう中で、ふるさと納税の消耗品、これは２１０万円増、それから不要だということで宅配便の料金を減ということをやってきたわけですけれども、それであれば２１０万円の消耗品の内訳を教えていただきたいのです。それがどうしても今やらなければならないのか。そこら辺も併せてお願いします。

○議長（木下　敏）　行財政担当統括監兼財政課長。

○行財政改革担当統括監兼財政課長（青山栄久雄）　お答えいたします。こちらにつきましては、先ほどのは令和７年度の当初予算でしたけれども、今回提案していましたのは、今回は令和６年度の補正予算になりますので、既定予算がもうそれぞれ動いていますので、それに対しての今の３月３１日までの見込みに対する経費の移動額をこのたび補正予算として提案したものでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第２９号令和６年度七飯町一般会計補正予算第９号についてを原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２

請願第１号　見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書

○議長（木下　敏）　日程第１２　請願第１号見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

川村主税議員。

○副議長（川村主税）　それでは、提案のほうをさせていただきます。

請願第１号。

見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書。

紹介議員。

七飯町議会議員　池田誠悦、同じく川村主税。

件名。

見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書について。

趣旨。

現在のスポーツセンターは、昭和４８年に建設され、耐震性に問題があり、老朽化した施設内は雨漏り、照明の不備、内壁・床には亀裂やひび割れなどもあり、利用者は不安を抱えながら日々利用しております。

スポーツや健康づくりに関する意識が高まる中で、現スポーツセンターは多くの町民に利用されていますが、使用目的の多様化・高度化が進んできており、対応をし切れない状態になりつつあります。

現スポーツセンターの位置は見晴公園と隣接し、多くの子どもたちが集まりやすく児童館的な役割を果たしております。公園で遊ぶ子どもたちの多くはスポーツセンターのトイレを利用し、けがの際には応急処置を求めるなど医務室的な役割を担い、スポーツセンターは見晴公園の管理棟的な役割も果たしております。

また、スポーツセンターは長年にわたり七飯中学校の部活動や少年団活動で利用し、見晴公園は地域子ども会の夏祭りの会場になるなど、地域に定着しております。

建設地については町有地を活用し、駐車場についても公共施設を集約させることにより、新たな用地購入費や過度な駐車場整備費などを削減できると考えております。

このことから、新体育館の建設については、防災機能や各種スポーツ団体の意見を考慮した施設で、地域に密着している見晴公園エリアでの建設が最適であり、今後さらなる物価の高騰や労務単価の上昇による建設コストの高騰が予想されることから、新体育館の早期建設を強く要望します。

理由。

住民説明会において、見晴公園の最大１７％を活用した新体育館を建設する趣旨の説明があり、スポーツ関係団体のほうは慣れ親しんだこの場所に新体育館が建設されるものだと信じておりました。

ところが、２月１１日の北海道新聞の記事で、建設費については再検討すると知り、スポーツ関係団体や一般市民の方から失意と憤慨が寄せられました。

老朽化したスポーツセンターの建替えはスポーツ愛好者及び町民の願いであり、スポーツ関係団体が一丸となり慣れ親しんだこのエリアでの新体育館早期建設に向けて取り組んでいただけるものと思っております。

七飯町議会のお力を借りながら新体育館の早期建設が実現されるよう、町民２，３３３名の署名を添えて見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を要望します。

地方自治法第１２４条の規定により請願いたします。

令和７年３月１４日。

七飯町議会議長　木下敏様。

請願者氏名。

七飯町スポーツ協会会長小杉重宣、同じく七飯町スポーツ少年団本部本部長杉村聖史、同じく七飯町総合型地域スポーツクラブ・ななえスポーツクラブぷらっと会長二階堂久美子の３団体となります。

議員の皆様におかれましては、七飯町社会教育施設整備、体育館、図書館、プール、大中山中学校整備等に関する調査特別委員会にて調査・審議していただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第１号見晴公園エリアでの新体育館の早期建設を求める請願書は、詳細な審査を要するため、会議規則第９０条の規定に基づき、七飯町社会教育施設（体育

館、図書館、プール）大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中も継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本請願は七飯町社会教育施設（体育館、図書館、プール）大中山中学校整備等に関する調査特別委員会に付託し、併せて閉会中も継続審査とすることに決定いたしました。

日程第１３

発議案第１号　杉原太町長に対する問責決議

○議長（木下　敏）　日程第１３　発議案第１号杉原太町長に対する問責決議を議題といたします。

提案説明を求めます。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　発議案第１号杉原太町長に対する問責決議の件でございます。

標記の発議案を議会規則第１３条第１項及び第２項の規定により別紙のとおり提出します。

令和７年３月１８日。

七飯町議会議長　木下敏様。

提出者。七飯町議会議員　平松俊一。

賛成者。同じく川村主税。

杉原太町長に対する問責決議。

杉原町長は、令和４年３月に初当選をしてから、町民の声を生かしてつくる七飯町を基本に町政運営に取り組んでいることと思うが、令和５年に赤松街道の樹木伐採等に関する調査特別委員会が設置され、原因として課内の報告・連絡・相談、町長への報告及び町内関係課との連携及び相談など、不足・不手際があったことを挙げ、職務怠慢はもちろんのこと、未来への認識と継承意識の欠如が大きい。このような不祥事を二度と繰り返さないように、役場内の組織点検、関係団体との連携を強化することと報告書が提出されている。

令和５年９月に、令和４年度の決算審査特別委員会にて浄化槽の問題が判明した。確かに道の駅に関する諸問題は前町長の責任が大きいところであるが、今般の対応が問題となり１００条を付与する道の駅浄化槽適正化に関する調査特別委員会が設置され、組織内の連携不足や情報共有がなされていないことが発覚した。また、職務上のミスにより工事が延長されるなど、それに伴い約４８０万円の追加補正がされた。この問題は、公務員として職務怠慢、浄化槽法や指定管理者との基本協定及び契約等に抵触する可能性がある。これは赤松街道樹木伐採の際の教訓が全く生かされていない。

このような最高責任者としての指導力不足や、特別職と管理職との連携不足は、今後の町政運営に大きなマイナスとなり、議会と行政が一つになって豊かな七飯町を実現していくことにはならない。よって、杉原太町長に猛省を促すとともに、その責任を問うものである。

以上、決議する。

令和７年３月２１日。

七飯町議会。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより討論を許します。

池田誠悦議員。

○１２番（池田誠悦）　それでは、ただいまの杉原町長に対する問責決議に対する反対的立場から言わせてもらいます。

先ほどのこの説明文の中にもケヤキの件、赤松街道の件、それから今回の道の駅の件ということで、町長は先ほどから前回の役員会、委員会その他においても、やはり自分の非も多いということで、懲罰委員会等々で言及をなされ、そしてまた、今回の１００条委員会に対してもやはり自分の責任も往々にしてあるということでまた言及をして、そして今後、道の駅に関しましては前処理槽と合併浄化槽に関して適正管理運営に職員と共に努めてまいるというおわびの話が１００条委員会の中でもされておりました。

その中で、これからやはり町長に対する期待も

ございますけれども、十分反省しているものと思い、問責決議には値しないものとして反対の意向を唱えます。

○議長（木下　敏）　ほかに討論はございませんか。川村主税議員。

○副議長（川村主税）　賛成の意見を述べさせていただきます。

繰り返しにもなりますが、令和５年の赤松街道の樹木伐採等に関する調査特別委員会の報告書での原因は、役場庁舎内の報告・連絡・相談・連携不足が指摘され、今後強化していくと町長の決意があったのにもかかわらず、このたびの浄化槽の問題が発覚しても、またも役場庁舎内の連携不足や情報共有がなされていないことが発覚しました。その対応の遅れなどにより、余計な予算支出などもあり、前回の教訓が全く生かされず、何一つ改善されていませんでした。

また、ＢＯＤの基準値を超えたまま排水を行ったことにより、農業従事者及び近隣市町の議会にも御迷惑と御心配をかけた責任も重大でございます。このようなことはもう二度とあってはなりません。最高責任者としての杉原太町長に猛省を促すとともに、その責任を問うものでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　川村議員。

○副議長（川村主税）　無記名の投票でお願いします。

○議長（木下　敏）　まず記名投票、池田さんの動議に対して賛成議員はいますか。

１人しかいないので、それでは川村議員の無記名投票の賛成議員はいますか。１人いればいいのだけれども。

池田議員、申し訳ないのだけれども、動議の場合、賛成者がいないと動議は成立しないので、その部分は御了承ください。

ただいま川村主税議員から発議案第１号杉原太町長に対する問責決議の採決については無記名投票で行うよう要求があり、所定の賛成者がおりますので、会議規則第８１条第１項の規定により、無記名投票により採決を行います。

投票の準備を行いますので、暫時休憩をいたします。すぐできますので自席で待機してください。

午後　２時０２分　休憩

午後　２時０３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

これより発議案第１号杉原太町長に対する問責決議の採決について、投票で採決いたします。

この投票は無記名で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（木下　敏）　ただいまの出席議員数は１３人でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に上野武彦議員、池田誠悦議員、以上２名を指名いたします。

投票用紙を配付する前に念のため申し上げます。

発議案第１号杉原太町長に対する問責決議に賛成の議員は賛成、反対の議員は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第８３条の規定により否となり反対の票となりますので、念のため申し上げます。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

○議長（木下　敏）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（木下　敏）　投票箱に異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議会事務局長が点呼いたしますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

○議会事務局長（広部美幸）　それでは、議席の

順番にお名前を申し上げますので、記載所で記載の上、投票箱に投票用紙を投函願います。

澤出議員、神﨑議員、江口議員、青山議員、川上議員、佐々木議員、田村議員、稲垣議員、中川議員、平松議員、上野議員、池田議員、川村議員。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまより開票を行います。

上野武彦議員、池田誠悦議員は開票の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

○議会事務局書記（山本翔太）　投票総数１３票です。

それでは、読み上げてまいります。反対、賛成、賛成、反対、反対、反対、賛成、賛成、賛成、賛成、賛成、白票、賛成。

○議長（木下　敏）　投票の結果を報告いたします。

投票総数１３票。

そのうち賛成８票、反対５票。

以上のとおり賛成が多数でございます。

よって、発議案第１号杉原太町長に対する問責決議は可決されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。２時３０分に再開いたします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第１４

副議長辞職の件

○議長（木下　敏）　日程第１４　副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、川村主税議員は除斥になります。

（川村議員退場）

川村主税議員から、お手元に配付のとおり副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長川村主税議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

川村主税議員の除斥を解きます。

（川村議員入場）

日程第１５

副議長志願者の所信表明

○議長（木下　敏）　日程第１５号　副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第３条の２第１項の規定により実施するものでございます。

あらかじめ２名の議員から申出があります。申出順にくじ引きを行い、発言順を決定しております。

なお、所信表明に対しては拍手その他の方法により賛意を表し、野次その他の方法により反意を表してはならないことになっております。また、質疑を行うこともできませんのでご注意願います。

それでは、１３番川村主税議員、所信表明をお願いいたします。

○１３番（川村主税）　それでは、七飯町議会副議長の職を志願する所信の表明を述べさせていただきます。

私は、町民の皆様より御支持を頂き、これまで４期途中でありますが、１１年間七飯町議会議員として活動をさせていただきました。また、令和５年より約２年間、副議長の職に就かせていただき、議会運営、議長代理の公務など、副議長の職務を行ってまいりました。

副議長の職務は、議会全体をまとめる議長の補佐、場合によっては議場での代理を務めるとともに、公務の代理など中立・公平・公正な議会運営になるよう進めていくことを考えます。また、議会改革を進めながら町民の皆様の声を聞き、町民に寄り添い、町民の意思をしっかりくみ取って、それを実現していくのがやはり行政、そして議会の大きな大きな役割だと考えます。

議会として取り組まなければならないことをしっかりと進めていき、私自身大変微力ではありますが、議員全員の皆さんのお力をお借りしながら、議会の力として持ってまいりたいと考えております。最後に、町民の皆様の信頼に応えられる議会を構築していくために全力を尽くす所存でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

七飯町議会副議長の職を志願する所信の表明を述べさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

○議長（木下　敏）　それでは、１２番池田誠悦議員、所信表明をお願いいたします。

○１２番（池田誠悦）　それでは、七飯町議会基本条例第３条の２の規定により、副議長志願者としての表明をいたします。

私は今までの議員の経験を生かしながら、また、これから七飯町の抱える新体育館の建設、それから教育施設の長寿命化など、数々の大きな課題が散漫しております、その中で議会人として、また、議員の皆様と共に副議長という立場から、町民のための町政に努めてまいりたいと思います。微力ながらでありますけれども、ひとつ皆様よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　議員の皆様に申し上げます。副議長志願者の所信表明を行った方に限らず、全議員が選挙人・被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でございますので、御承知おき願います。

以上で副議長志願者の所信表明を終わります。

投票の準備を行いますので、暫時休憩いたします。

午後　２時３６分　休憩

午後　２時３８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第１６

選挙第１号　副議長の選挙

○議長（木下　敏）　日程第１６　選挙第１号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（木下　敏）　ただいまの出席議員数は１４名でございます。

次に、立会人の指名を行います。会議規則第３１条第２項の規定により、上野武彦議員、澤出明宏議員、以上２議員を指名いたします。

投票用紙を配付する前に、念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙には被選挙人１名の氏名を記載してください。被選挙人の氏名のほか、記号や自分の名前、議席番号などを書いた場合は他事記載となり、無効票となります。御承知おき願います。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配布）

○議長（木下　敏）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（木下　敏）　投票箱に異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が順次名前を呼びますので、記載所で記載の上、順番に投票をお願いいたします。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長。

○議会事務局長（広部美幸）　それでは、着席している順に従い順次名前を申し上げますので、向かって左側のほうに用意しております記載所で記

載の上、投票をお願いいたします。

澤出議員、神﨑議員、江口議員、青山議員、川上議員、佐々木議員、田村議員、稲垣議員、中川議員、平松議員、上野議員、池田議員、川村議員、木下議長。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

上野武彦議員、澤出明宏議員、開票の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

○議会事務局書記（山本翔太）　投票総数は１４票です。

それでは、読み上げてまいります。川村、川上、川村、川村主税、川村議員、川村主税、白票、白票、白票、池田、川村主税、白票、川村主税、白票。

○議長（木下　敏）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数は１４票でございます。これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票９票、無効投票５票でございます。

有効投票のうち池田誠悦議員１票、川村主税議員７票、川上弘一議員１票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は３票であります。

よって、川村主税議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（木下　敏）　ただいま副議長に当選されました川村主税議員が議場におりますので、会議規則第３２条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、副議長就任の挨拶を求めます。

川村主税議員。

○副議長（川村主税）　皆様の御支援を頂き、またこの２年間副議長の職を全うさせていただくことになりました。

ありがとうございます。

また、議会運営含めて皆さんのお力を頂きながら、またしっかり努めてまいりますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（木下　敏）　副議長就任の挨拶を終わります。

日程第１７

議会運営委員の選任

○議長（木下　敏）　日程第１７　議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員については、委員会条例第６条の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

議会運営委員に澤出明宏議員、川上弘一議員、佐々木陵二議員、稲垣明美議員、中川友規議員、川村主税議員、以上６人の議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した６人の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午後　２時５０分　休憩

午後　２時５５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　ただいま議会運営委員会より委員長に中川友規議員、副委員長に稲垣明美議

員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒にお願いいたします。

○９番（中川友規）　ただいま議員の皆様により議会運営委員長という重責を御指名いただきました中川友規でございます。隣が副委員長の稲垣明美議員でございます。

議会運営ということで、運営はもちろんのことですけれども、議会の成り手不足、議員の成り手不足問題や議会のデジタル化の問題等々、進めていかなければいけないものも多々あります。

議員の皆様方の御意見をしっかりと協議していただきながら、一歩一歩前に進めていきたいと思いますので、２年間よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（木下　敏）　委員長就任の挨拶を終わります。

日程第１８

議員の派遣について

○議長（木下　敏）　日程第１８　議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第１２７条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。また、閉会中において緊急を要する場合にあっては、派遣の目的、場所、期間等について議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、閉会中において緊急を要する場合にあっては議長に一任することに決定いたしました。

日程第１９

閉会中の委員会活動の承認について

○議長（木下　敏）　日程第１９　閉会中の委員会活動の承認についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員会申出のとおり、その活動を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、委員会申出のとおり、その活動を承認することに決定いたしました。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本定例会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和７年第１回七飯町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさま。

午後　２時５８分　閉会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員